

第11節 改善命令及び措置命令等の行政処分

1 改善命令

(最終処分場からの持ち出し)

問531 法第14条第4項及び法第15条第1項の許可を有している産業廃棄物の埋立処分業者がいる。

この業者が廃止されていない最終処分場から持ち出した産業廃棄物を当該処分場外の使用権限のある土地に投棄している。

この場合、

- (1) 法第14条第4項の許可期限経過前であれば、*昭和54年11月26日付環整第128号、環産第42号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知問88により、法第14条第8項（産業廃棄物処理基準）違反と解するが如何か。

※昭和54年11月26日付環整第128号、環産第42号厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知問88

問 産業廃棄物の埋立処分業者が、排出事業者から埋立処分の委託を受けた産業廃棄物を埋立てながら、一方で以前に埋立てた産業廃棄物を最終処分場外に持ち出して、最終処分場の延命を図っている。法に照らし、問題はないか。

答 産業廃棄物の埋立処分が完了するのは、最終処分場が廃止された時点である。

埋立てられた産業廃棄物を廃止する以前に最終処分場から持ち出しても、当該産業廃棄物は、排出事業者から埋立処分の委託を受けた産業廃棄物であり、従って処分基準の適用を受け、当該最終処分場と同型の最終処分場に埋立てなければならない。この際当該埋立処分業者が、持ち出した産業廃棄物の埋立処分を他人に任せると再委託禁止違反となる。

- (2) 法第14条第4項の許可期限経過後であっても、許可期限経過前に持ち込まれた産業廃棄物については、問(1)と同様であると解するが如何か。
- (3) 使用権限の有無にかかわらず、客観的にみて放置の意思が明らかであると認められる土地（山間の谷筋斜面）への投棄については、問(1)、問(2)共に法第16条違反に問うことができるものと解するが如何か。

答531 (1) お見込みのとおり。

(2) お見込みのとおり。

(3) お見込みのとおり。

◎確認内容（問(1)、問(2)について）

処分場の廃止までは、廃棄物に対する排出事業者の処理責任と委託を受けた処理業者の処理責任はある。廃止後は、土地所有者が排出事業者となる。（平7.10.27本県聴取）

(措置命令の対象となる産業廃棄物処理の適正な対価の判断)

問532 排出事業者が産業廃棄物の処理に適正な対価を負担していないときは、一定の条

件の下で排出事業者にも措置命令が出せることになっているが、この場合の適正な対価の判断については、近辺の同類業者の料金と比べてどの程度の格差をもって判断することになるのか。

また、その際、排出事業者の対価に関する認識については、善意、悪意を問わないものとみなしてもよろしいか。(排出事業者が、処理料金の相場を知らなかったと言い逃れをする可能性がある。)

答532 例えば普通であれば10万円は処理費がかかっているのに5千円で委託をしている場合は、とても通常適正な処理が期待できない値段というのはあるかと思う。そういう限界事例のようなものがあつた場合、事業者の排出責任という点からも措置命令を行える。しかし、適正な料金があり、そこから若干でも料金が下がっていれば措置命令の対象になることはない。そういう意味で絶対的な価格というの示せない点をご理解いただきたい。(平12Kブロック産廃協議会)

(施設の使用停止命令)

問533 産業廃棄物処理施設の技術管理者を確保できない場合、施設の使用停止を命じることができるか。

答533 技術管理者が確保されないことにより、維持管理基準が満たされていない場合には可能である。(昭54.11.26環整128、環産42問100)

2 措置命令

(廃棄物焼却施設の維持管理基準違反等に対する行政処分等に係る疑義)

問534 (1) 廃棄物焼却施設の設置者に対しダイオキシン濃度の測定が義務づけられたところであるが、当該測定結果が平成10年12月1日から適用される排ガスの濃度基準に適合していない場合、この事業者の測定結果をもって改善を命じることができるか。

(2) 平成10年11月30日までに測定した結果が、平成10年12月1日以降適用される基準を超えていた場合においても、改善を命じることができるか。

(3) ダイオキシンの基準を超えている場合、即座に使用停止を命じることができるか。また、測定を実施していない場合についてはどうか。

答534 (1) できる。

ダイオキシン濃度の測定は設置者に課せられたものであり、その結果を報告徴収したうえで、その内容に基づき改善を命じることが問題ない。

なお、改善後のダイオキシン濃度について、行政がクロスチェックすることができればなお良い。

(2) 測定を行った後に、ダイオキシン対策に係る改善措置が取られていない場合には、測定自体通常の使用状態で測定することとされているところであり、その測定結果に基づくダイオキシン類が継続して排出されているものとみなして、改善を命じることができる。

(3) 使用停止命令は、制裁的措置であることから即座に使用の停止を命じることが、望ましくない。停止させた期間が過ぎた後は違反状態が継続されることとなり、改善を命じて改善させることが適当と考える。

測定を実施していないことが明らかな場合は何らかの制裁が必要であり、停止命令も可能と考えられるが、他県では例が無い。(行政手続法に基づく弁明の機会付与等が必要)

改善命令に従わなかった場合に使用の停止を期間を定めて命じるのが一般的である。現実的には、改善命令の中で、改善が確認されるまで使用を停止させることは可能と考える。(平10.12.15本県聴取)

(廃棄物の撤去及び適正な処理命令)

問535 A県B市内の民有地(屋外)にフレコンバッグに梱包された非鉄金属の混入、油臭のある自動車等破砕物と思われるもの(以下、「当該物」という。)が4000~5000 m³程度積み上げられていることを確認した。当該物の占有者Aに事実関係を聴取したところ、

① 当該物は、シュレッダー事業者が排出した自動車等破砕物をX県Y市において中間処理業者B(産業廃棄物処分業<選別>の許可有り)がトロンメル(回転篩)を用いてふるいにかけてのもの(ふるい上に残ったもの)を、占有者Aが、燃料として使用する目的で、Bから100円/tの単価により購入したものであり、今後、A県内に食材生産に用いるためのボイラーを設置して、当該物を焼却することによる熱エネルギーを得る計画である。

② 当該物は、産業廃棄物収集運搬業者C(事業範囲に自動車等破砕物は含まない。代表者は占有者Aと同一人物。)により当市内に搬入され、上記の民有地とは別の場所にある事業所でフレコンバッグに積み替えている旨の申出がなされた。また、当該物の一部は、既にA県内のK町に搬出されている。

ただし、占有者Aは、A県知事及びB市長のいずれからも廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第4項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けていない。

このため、A県及びB市は、保健所設置市であるY市から中間処理業者Bの中間処理に係る情報の提供を受けるとともに、Y市の協力を得て同社に対する立入検査を実施し、処理の状況等を聴取した結果、当該物は、中間処理業者Bがシュレッダーダストをトロンメルを用いてふるいをかけ、ガラスくずなどの小さな粒状物を除くという中間処理のみを行ったものを、占有者Aとの売買契約が整ったことから、Aに売却したものであることが判明した。

(1) 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意志等を総合的に勘案して判断すべきものとされているところ、中間処理業者Bが行った中間処理後の当該物は、下記事項に照らし判断する限り、全体として法第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当すると解して良いか。

・当該物の性状

当該物は、シュレッダーダストをトロンメルにより選別した後に上部に残った比較的形状の大きなものであるが、外見上通常のシュレッダーダストと見分けが付かず、また、溶出検査によって有害物質の検出が認められたこと。

(参考) B市が収去した当該物の溶出検査結果

鉛 0.6～2.4mg/L

カドミウム 0.003～0.013mg/L

六価クロム、総水銀、砒素及びシアン化合物については不検出

・排出の状況

Bからどの程度排出されているのかは不明である。

・通常取扱形態

通常、シュレッダーダストは、管理型最終処分場に埋め立てられるか若しくは廃棄物焼却炉において焼却処理されている。処理費用は、本件地域ではおおむね3万円/t程度とされている。

B市において関係業界に確認したところでは、現状国内では、シュレッダーダストから選別された廃プラスチック類などを燃料として使用した事例はない。

・取引価値の有無

当事者の真意及び実際の取引状況については不明ながら、AとBとの間で締結された契約書によれば1トン当たり、100円で売却されることになっている。運搬費用は誰が負担しているのか不明。

・中間処理業者Bの意志

当該物の性状、通常取扱形態等を考慮すると、Bが当該物を廃棄物と認識していなかったとは到底考えられないこと。

・占有者Aの意志

Aは、当該物を集積し、これを放置しているものであり、社会通念上合理的に認定し得る占有者Aの意志は、廃棄物を占有していると考えられること。

(2) 当該物が産業廃棄物である場合、占有者Aの計画によれば、中間処理業者Bから当該物を引き受ける段階で当該物を処分することを目的としたものであると解されることから、当該物を数ヶ月にわたって放置している状態をもって、産業廃棄物の処分に該当するとして、法第19条の5の規定に基づき、占有者Aに対して、当該物の撤去及び当該物の適正な処理を行うことを命じて良いか。

(3) 当該物が産業廃棄物である場合、占有者Aは当該廃棄物に係る法第14条第1項及び第4項の規定に基づく産業廃棄物処理業の許可を有しないにもかかわらず、中間処理業者Bが占有者Aに対して当該物を引き渡した行為は、他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができない者に対して廃棄物の処理を委託したことになるから、法第12条第3項に違反するものとして、法第19条の5の規定に基づき、中間処理業者Bに対して、当該物を撤去の上適正に処理すべきことを命じて良いか。

答535 (1)、(2)、(3)お見込みのとおり。(平13.11.29環廃産513)

(重大支障の生じない不法投棄)

問536 生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれのない産業廃棄物の不法投棄に対して、法第19条の5(措置命令)が適用できるか。

答536 法第19条の5を適用することはできない。(昭57.6.14環産21問82)

(不法投棄の黙認)

問537 道路沿いの遊休低湿地の地主Aは、不法投棄がなされているにもかかわらず地盤

がかさ上げされるので、不法投棄を黙認している。こうした状況の結果、生活環境の保全上重大な支障が生ずれば、Aに対して法第19条の5（措置命令）を適用することができるか。

答537 法第19条の5第1項第4号の「当該処分等をすることを要求し、依頼し、若しくは教唆し、若しくは他人が当該処分等をするのを助けた者」とは、『不法投棄を知りつつ土地を提供し、通常より高い賃料で賃貸しているなど、多くの事例において土地所有者が「他人が当該処分等をするのを助けた者」に該当する。』（平成13年5月15日付環産第260号「行政処分の指針について」抜粋）（昭57.6.14環産21問83）

（適正な対価）

問538 法第19条の6に規定する排出事業者等に支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる事業者が支払うべき適正な対価とはいくらか。基準金額等の例示はないのか。

答538 事業者は、委託契約を行う際に十分な注意や情報収集等に努めながら、通常の処理形態において適正処理を期待し得る適正な処理料金を負担して委託することが求められることとなる。

適正な対価を支払っているときは、注意義務の不履行の例示であり、何円なら免責されるという仕組みを規定するものではない。法定義務違反に基づく命令であるという性格上、基準金額を示すことは不適當である。（平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議）

（原状回復命令）

問539 新聞等の記事で、法施行前の不法投棄に対しても排出事業者に原状回復命令が出せるとあったが、その遡り規定はどれか。

答539 平成12年改正法には、政策上いわゆる経過措置を設けないこととしており、改正法の施行前に不法投棄が行われたものであっても、施行時において、現に生じている生活環境保全上の支障及びその発生のおそれがあり、法律上の要件を満たすことが立証できるものは、原状回復等の措置命令を行うことが可能であり、違反の程度や情状等も勘案した上、合理的に判断すべきものとする。（平12.6.26全国廃棄物行政担当者会議）

（施設の不備に対する措置命令）

問540 収集、運搬業者の持つ保管施設（廃油タンク）から廃油が流出し、付近の河川に流れ込んだ。この業者は他に同様のタンクを3基有しており、これらのタンクも破損及び廃油の流出のおそれがあるので、法第19条の5に規定する措置命令をかけた方がいいかどうか。

答540 当該保管が処分行為と認められるものであれば法第19条の5に基づき、施設の改修を命ずることもできる。（昭54.11.26環整128、環産42問109）

（自己所有地への汚泥の積上げに対する措置命令）

問541 収集、運搬、埋立処分業の許可を得た者が、自己の所有する最終処分場の埋立を終了したため、自己所有地に中継と称して汚泥を積み上げている。その悪臭と雨による汚泥の流出により住民被害を生じている。法第19条の5の規定に基づく措置命

令をかけたいがどうか。

答541 中継と称する当該行為が諸般の情勢から処分行為と認められる場合においては、法第19条の5を適用することも可能である。(昭54.11.26環整128、環産42問110)

(措置命令と改善命令)

問542 廃棄物処理法第19条の5に規定する産業廃棄物に係る措置命令は、同法第19条の3に規定する命令とはどのように異なるのか。

答542 廃棄物処理法第19条の5に規定する措置命令は、すでに行われた産業廃棄物の処分に起因する環境汚染を防除することを目的として行われるものである。これに対し、同法第19条の3に規定する命令は事業者と同法第12条第1項及び第2項に規定する基準に適合した運搬、処分又は保管を行わせるために、将来に向かって事業者の行う産業廃棄物の処理方法の改善等を目的として行われるものである。(昭52.11.5環産59問21)

(措置命令の発出先)

問543 *平成13年5月15日付環廃産第260号の「8 措置命令」の「2 要件」の「(1)処分者等」の②にいう「その機関たる個人」とは、不法投棄の如何にかかわらず当然に当該法人の代表取締役たる個人をいうのか。それとも実際に不法投棄をした当該法人の役員とか職員(取締役とか営業部長といった組織の機関たる個人)をいうのか。

※平成13年5月15日付環廃産第260号

第8 措置命令

2 要件

(1) 処分者等

① 命令の対象は、現に処理基準に適合しない廃棄物の処分を行った者(以下「処分者」という。)であって、処理基準が適用される者であるか否かを問わないこと。

② 同条第1項の「処分を行った者」とは、まず第一に実際に不適正処分を行った個人をいい、不適正処分が法人の従業員等によりその業務として行われた場合には、法人にも不適正処分という行為を觀念し、その責任を負わせるものであること。したがって、不適正処分が法人の業務として行われた場合には、法人とその機関たる個人の双方に命令が行い得ること。なお、法人の業務として行われた場合とは、従業者の行為が事業主の本来の業務内容の一部をなす場合のほか、その行為の経過、状況、その行為がもたらす効果、従業者の意思、地位などの諸事情に照らし、その行為が事業主の業務活動の一環として行われたと判断される場合をいうこと。

③ 同条第4号に該当する者には、不法投棄などを斡旋又は仲介したブローカーやこれを知りつつ土地を提供するなどした土地所有者(後記4②参照)が広く含まれるのであること。

答543 実際に不法投棄を行った役員・職員は当然、当該不法投棄に係る行為が、行為の

外形から客観的に観察して、法人の業務の範囲内に属すると認められる場合には、当該法人の代表取締役その他の機関である関係者個人に対しても措置命令を発出することが可能である。(平13.7.3M県照会)

3 生活環境の保全上の支障の除去等の措置

(排出事業者等に対する行政代執行の費用請求)

問544 (1) 不適正処分を行った者に対して措置命令を出したものの、支障の除去を講じなかった場合は行政代執行をすることとなるが、その際の費用を不適正処分実行者のみならず、管理票不交付の排出事業者や不適正処分に関与した土地所有者がある場合に、これらの者にも負担させることができるようにしておくためには、手続き的には、これらの者に対してもあらかじめ措置命令を出しておく必要があるか。

言い換えれば、不適正処分実行者だけに対する措置命令を行い、その不履行をもって代執行を行った場合は、当該支障の除去に要した費用請求を、事後に排出事業者等へ請求することは法的にできないと解してよろしいか。

(2) (1)に関連して、管理票不交付の排出事業者に措置命令をかける場合、関係した排出事業者が非常に多数あるときは、全ての排出事業者に対して措置命令をかけることは事実上不可能である。

実際には、ある一定量以上の廃棄物を委託した排出事業者に限らざるを得ないと思われる。

このような場合、特定の排出事業者のみに措置命令を出すことになるが、他の排出事業者との関係で不公平な処分と見られないか。

(3) 過去に法人に対し措置命令をかけたが、さかのぼって役員個人に命令をかけることは出来るか。なお、命令は履行されていない。

答544 (1) 納付命令を切るためには、納付命令の対象となる代執行がなければならず、代執行をするためには、代執行の対象となった何らかの処分がなければいけない。よって、費用請求をするためには相手方には必ず措置命令がされていなければならず、措置命令の要件に当たる人が複数いる場合には、それらすべてについて命令をし、命令違反で代執行、代執行後直ちに全員に対して納付命令を出していただきたい。

(2) これは特に寄与度の大きさを処分を行うということであるので、不公平な処分にはならない。もし不公平な処分になったからといって、実際処分をした人たちの措置命令が無効にならない。これはスピード違反で、前を走っていった車は違反を問われていないのに、自分だけは違反を問われたので、自分の方に出された処分は違法で無効だという主張をした判例を御存じだと思うが、それと同じに考えていただきたい。

また、法人の従業者が不法投棄をしたという場合に、法人と実行者に命令するが、それ以外の取締役とかにも命令をしないが、それでよいかという問い合わせがあった。ここは寄与度という点から同じように考えて、法人と代表取締役と実際に不適正処分をした人にだけ命令をするということでのよいのではないかと思う。

その論点で、個人に対する措置命令がどうかというお問い合わせも、法人の従業者が不法行為をしたときに、取締役個人にも措置命令が出せるかという問い合わせがあったが、これは可能である。実際問題になった大きな事例で、法人だけに命令していると、法人が計画倒産でもして法人がいなくなってしまうと、命令義務者がいなくなるので、それを防ぐために役員個人にも命令をしていただきたい。

- (3) 廃掃法の命令は、刑事処分のように一つの行為について一つの処分しかできないということはない。命令義務違反であれば、何度でも命令できる。命令期限内であっても行える。役員個人に対しても、不適正処分をした人だと判断できれば、命令できる。(平12Kブロック産廃協議会)

(生活環境の保全上の支障の除去等の措置)

問545 生活環境保全上の支障の除去について伺う。

代執行法の特例の手続についての関係であるが、過失がなくて処分者等を確知できないときは。(法19条の7第1項第2号)

答545 通常の都道府県の調査等で原因者が特定できないような場合には、この条文に該当する。(平9.6.24全国廃棄物処理担当主管課長会議)

(行政代執行を進めるに当たっての問題点)

- 問546 (1) 不法投棄現場であることを承知したうえで当該土地を買ったS商事が、不法投棄現場に工作物を作るなどした場合、代執行の妨害として、廃棄物処理法第19条の5第1項第4号にいう「これらの者が当該処分等をするのを助けた者」に該当するというので、措置命令をかけることができるか。
- (2) 上記(1)が可能であれば、不法投棄現場入口に*看板を設置するが、内容に問題はないか。

※看板

公 告

- 1 この奥は産業廃棄物の不法投棄現場で行政代執行が行われている区域です。
- 2 行政代執行の期間
平成〇〇年〇月〇日から事業の終了まで
- 3 産業廃棄物の不法投棄が行われた区域
K市大字G字T〇〇〇〇番

図 面

- 4 行政代執行（汚染の修復工事等）を妨害した者には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項により、汚染の修復を命じることがあります。

連絡先

M県環境部廃棄物対策課

TEL〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

(3) S商事による不法投棄現場の多数への転売、あるいは多数による共有化は、代執行の妨害として、廃棄物処理法第19条の5第1項第4号にいう「これらの者が当該処分等をするのを助けた者」に該当するということで、措置命令をかけることができるか。

答546 (1)(3) できない。ただし、S商事は、処分状況を知りつつ土地を購入し、廃棄物の撤去等を行っていないことから、処分基準違反の状態を継続させた者として廃棄物処理法第19条の5第1項第1号に掲げる者に該当し、又は少なくとも当該行為をするを要求し、依頼し、唆し、若しくは助けた者に該当することから、同項第4号に掲げる者に該当するものとして、同社に対し、措置命令を発出すべきである。
(理由)

行政代執行を妨害したことを要件として、措置命令を発出することはできない。

(2)公告4について、「行政代執行（汚染の修復工事等）を妨害した者には、……汚染の修復を命じることがあります。」は、(1)(3)の理由にあるとおり、誤りである。
(平13.7.3M県照会)

(法第19条の5に基づく措置命令と第19条の8に基づく代執行)

問547 農地に硫酸ピッチが不法投棄されており、実際の処分者（法第19条の5第1項第1号該当者、以下「処分者」という。）のうち一部は確知できているが、存在が相当程度確実に予想されるその余の関与者等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第19条の5第1項第2号ないし第4号該当者及び法第19条の6に該当する排出事業者、以下「関与者等」という。）がいまだ確知できていないという事案において、処分者に対しては法第19条の5第1項第1号に基づく措置命令を発することとし、後に代執行を行う場合に、いまだ確知し得ない関与者等からの費用徴収を確保するため、法第19条の8第1項第2号に基づく公告を行うことが可能か。

答547 ① 法の趣旨

都道府県知事は、処理基準に適合しない処分が行われた場合において、生活環境の保全上の支障を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要な限度においてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を命じることができる。法第19条の5及び第19条の6の規定に照らしかんがみれば、法は、不法投棄等処理基準に適合しない処分に関与した者及び当該処分の関与者等に対し広く命令を発出し、責任を問うことを求めている趣旨と理解することができる。

② 問題の所在

法第19条の8は、法第19条の5に規定する場合において、生活環境保全上の支障等が認められる場合であって、被命令者が義務に応じない場合等一定の事由が認められる場合に、都道府県知事による支障の除去等の措置の実施（代執行）を認めている。

一定の事由とは、大別して、被命令者が義務に応じない場合、過失がなくて処分者等を確知することができない場合及び緊急の必要性が認められる場合であるところ、本件は、処分者は確知できているもののその他の関与者等についていまだ確知できていない場合である。

一般的に緊急性が認められる事案であれば、法第19条の8第1項第4号に基づき緊急の代執行を行うことが可能であり、そうでない場合も確知できている処分者に対し措置命令を発出し、処分者が命令に応じない場合には、法第19条の8第1項第1号に該当するとして代執行し、費用徴収（当該者が代執行費用を全額支払った場合に、他の関与者がいる場合には共同不法行為者間の内部的な求償関係の問題となる。）することが考えられる。

しかしながら、本件は、1) 生活環境の保全上緊急に撤去する必要性までは認められないもののできる限り速やかに撤去を行う必要性があること、2) いまだ詳細は不明ながら、処分者のほかに排出事業者その他の者が不法投棄に関与していることが相当程度確実に予想されること及び3) 処分者に対して、措置命令を発出したとしても、資力の面から、県において代執行に踏み切らざるを得ないと考えられることから、処分者に対しては、原則通り措置命令を発出し、代執行による費用徴収を確保するとともに、その余の関与者等に対しては、法第19条の8第1号第2号に該当するとして、代執行前に公告を行い、後の代執行費用の徴収を確保しようとするものである。

③ 法第19条の8の解釈

法第19条の8第1項第2号では、「過失がなく、当該支障の除去等の措置を命ずべき処分者等を確知することができないとき」と規定されてるところ、当該規定の解釈は、前記法の趣旨を考慮すると、一人でも処分者を確知できた場合には、公告を前提とする略式の代執行を行うことはできないと解すべきではなく、1) 処分者等の存在が相当程度確実に予想され、かつ、2) 必要な調査活動によっても処分者等を確知することができない場合には、公告による代執行を行うことができると解すべきである。

このように解しないと仮に処分者が一人でも確知できている場合には、他の確知できていない関与者等からは費用徴収できなくなり実質的に当該関与者等に対しては処理責任を問えなくなり、不適正処理を行った者に広く責任を課すとする法の趣旨に違背することになる。

④ 結論

1) 関与者等の存在が相当程度確実に予想され、かつ、2) 必要な調査活動によっても措置命令を発出するとともに、関与者等に対する費用徴収を確保するため法第19条の8第1項第2号に基づく公告を行った上で代執行を行うことは可能である。(平13.9.5Y県照会)

第12節 環境衛生指導員及び技術管理者

(水産学)

問548 大学で水産学の課程を修めて卒業した者は、法第20条に規定する環境衛生指導員の資格を有するか。

答548 お見込みのとおり。当該者は、規則第16条第2号に規定する大学において理学又は農学の課程を修めて卒業した者に該当する。(昭57.6.14環産21問85)

(技術管理者の兼任)

問549 技術管理者について

- (1) 企業が所在地の異なる産業廃棄物処理施設を所有する場合に、1人の技術管理者に兼任させて維持管理に関する技術上の業務を担当させてよいか。
- (2) 異なる企業の工場が隣接する場合に、産業廃棄物処理施設を設置し、同一の技術管理者に管理させてよいか。

答549 いずれの場合にあっても、それぞれ専従の技術管理者を置かなければならない。
(昭47.1.10環整2問15)

(行政経験)

問550 規則第8条の17に規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」には、行政庁の職員が従事した産業廃棄物に関する技術上の実務に従事した経験が入ると解してよいか。

答550 お見込みのとおり。(昭57.6.14環産21問86)

(施設の新設と前施設の技術管理者)

問551 既存の産業廃棄物処理施設を取り壊し、新たな施設(既存の施設と同種のもの)を設置する場合、新たな施設の技術管理者として、既存の技術管理者を当てることができるか。

答551 既存の施設の技術管理者を新施設の技術管理者に当てることができる。(平4H
県聴取)

(埋立終了した最終処分場)

問552 既に埋立を終了したものの、未だ廃止していない最終処分場にも技術管理者を置く必要があるか。

答552 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問131)

(中間処理施設の技術管理者における実務経験)

問553 法施行規則第17条において、「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と規定されているが、中間処理施設については、例えば焼却施設の技術管理者に求められる実務経験として、破碎施設における実務経験が認められると解してよいか。

答553 お見込みのとおり。(平4.8.31衛環245問134)

第13節 廃棄物再生事業者の登録等

(再生事業者の登録の可否)

問554 廃棄物と有価物の両方の再生事業を営んでいるものは、改正法第20条の2第1項の規定に基づき廃棄物再生事業者として登録を行う対象となるか。また、市況の変動により有価物となることがある廃棄物を扱っている業者はどうか。

答554 いずれもお見込みのとおり。(いずれも対象となる。)(平4.8.31衛環245問122)

(有価物の買取り・梱包を行う者)

問555 処理料金を取って廃棄物を収集運搬及び選別している業者Aから、有価物のみを買取り梱包し売却している業者Bは、廃棄物の再生の事業を営んでいるとはみなさ